

名寄市男女共同参画推進事業者等表彰要綱を次のように定める。

平成29年10月24日

名寄市長 加藤 剛 士

名寄市男女共同参画推進事業者等表彰要綱

(目的)

第1条 この告示は、男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女がともに働きやすく子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者、個人及び市民団体（以下「事業者等」という。）を表彰し、広く周知することにより、男女共同参画の普及及び推進を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰対象者は、次のいずれかに該当する取組を積極的に行い、その活動が他の模範であると認められる事業者等とする。

- (1) 地域等において男女共同参画を推進する取組
- (2) 男女の人権に配慮した働きやすい職場環境づくりのための取組
- (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を支援するための取組
- (4) 女性労働者の活躍推進に関する取組
- (5) 前各号に掲げるもののほか、男女が共同して参画することのできる環境づくりのための取組

(表彰対象者の応募又は推薦)

第3条 表彰対象者の応募又は推薦を行おうとする者は、名寄市男女共同参画推進事業者等表彰応募・推薦用紙（別記様式）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(被表彰者の選考)

第4条 被表彰者の選考は、名寄市男女共同参画推進条例（平成27年名寄市条例第40号）第25条の規定により設置された名寄市男女共同参画推進委員会が行う。

（被表彰者の決定）

第5条 市長は、名寄市男女共同参画推進委員会の選考に基づき、被表彰者を決定する。

（表彰）

第6条 市長は、被表彰者に対し、表彰状を授与する。

（公表）

第7条 市長は、市の広報紙及び市のホームページに掲載することにより、被表彰者の取組等を公表するものとする。

（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年11月1日から施行する。